

徳島県告示第六百十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第二号の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 処分をした年月日

平成二十八年九月十五日

二 被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地

有限会社森永建設

美馬市美馬町字境目一〇七番地

三 被処分者の代表者氏名及び許可番号

代表取締役 森永 一郎

徳島県知事許可（般・二七）第四五七五号

四 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第二号の規定による許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）

五 処分の原因となつた事実

法人の役員が、刑法第二百四条により罰金刑に処せられ、その刑が確定したことにより、建設業法第八条第十一号の規定に該当するに至つた。このことが同法第二十九条第一項第二号に該当する。